

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>付 則 1～4 〔略〕</p>	<p>付 則 1～4 〔略〕 <u>（新型コロナウイルス感染症に係る保健衛生業務手当の特例）</u> 5 <u>保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u> 6 <u>前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u> 7 <u>付則第5項の規定により保健衛生業務手当を支給する場合には、第6条中「第3条又は第4条」とあるのは、「第3条、第4条又は付則第5項」とする。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。